

日ごろより、保健福祉サービスの質の向上へのご理解ご協力ありがとうございます。

『質の向上Navi』は、保健福祉サービス事業者の皆様にご役立つ情報を発信しております。事業所内で掲示、回覧等をお願いします！

～ 虐待の防止と早期発見のために ～

自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり人生を尊厳をもって過ごすことは、支援の有無に関わらず私たちの権利です。しかし、現実には家族や親族、福祉施設等の従業者などが、高齢者や障害者、児童などの人権を侵害する「虐待」が後を絶ちません。また、虐待を受けて辛くて不満があっても、立場上、声をあげられない方がいます。

現在、コロナ禍による社会や環境の変化、感染予防の観点から閉鎖的にならざるを得ず第三者の目が入りづらい、そして、長く続いている感染予防策の実施等により施設職員の方々も疲労が蓄積し、ストレスが溜まっている状況であると思われることから「虐待」が起きやすい状況下にあると考えられます。

今号では、「虐待」について特集します。虐待について再度意識するきっかけとしていただき、早期発見・早期対応に役立てていただきたいと思います。



1 虐待とは ～暴力だけが虐待ではありません！～

虐待には様々な様態があり、次のようなことも虐待に含まれます。早期に発見し、早期に対応することが重要です。

【身体的虐待】

殴る、蹴る、叩く、やけどを負わせるなど、体に傷や痛みを負わせること。

部屋に閉じ込める、過剰な投薬、正当な理由がない身体拘束など、身動きがとれない状態にすること。

【心理的虐待】

脅し、侮辱等の言葉や態度、子ども扱い、無視、仲間外れ、嫌がらせ等によって精神的な苦痛を与えること。

【性的虐待】

無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。

【ネグレクト(放棄・放任)】

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。

【経済的虐待】

本人の同意なしに（あるいは騙して）財産や年金、賃金などを使ったり、理由なく金銭を与えないこと。

◆虐待者となりうるのは

- ・家族や親族、同居人などの養護者
- ・福祉施設等の従業者
- ・障害者を雇用する事業主などの使用者



区ホームページのほか、東京都ホームページにも虐待に関係する情報が掲載されています。虐待チェックリストなども掲載されていますので参考にしてみてください。

東京都福祉保健局ホームページ>
障害者>障害者施策>
障害者虐待防止と権利擁護>
障害者虐待防止法関係資料集→



事業主や福祉施設等の従業者の方も正しく理解していないと、良かれと思って行ったことが虐待になってしまう恐れがあるため注意が必要です。



イエローリボン（黄帯）は障害のある人びとの社会参加を推進していくためのシンボルマークです。



2 心あたりありませんか？

顕在化した虐待以外にも、放置することで蓄積・エスカレートし、虐待につながってしまう「不適切なケア」が存在する可能性があり、早期に発見し改善することが求められます。

- ◆虐待をしているという自覚がないが、虐待的対応になっている
- ◆虐待をするつもりはなかったが、結果的に虐待になってしまった
- ◆虐待とは言い切れないが不適切なケア

本人が喜んでいる、楽しんでいると思っていたら本当は嫌がっていたということもあります。中には、嫌と感じていても意思表示できない利用者もいるため注意が必要です！



フレンドリーに接したいと思い、あだ名で呼ぶ、ため口で話す

行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させた

一人で外に出ると危険なので部屋に閉じ込めた

椅子から落ちてケガをしないように紐で括った

「何度言ったらわかるの！」など威圧的口調・命令口調で話す



心あたりあるかも…

3 通報に関する法令

家族による虐待や福祉施設等における虐待の事案が、家庭や施設の中で抱え込まれたり隠蔽されることなく、早期発見・早期対応をすることで利用者の人権を守るため、次のような法令が設けられています。

【高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法、公益通報者保護法】

①通報は義務です！

虐待を見つけたら、速やかに区市町村に通報する義務があります。虐待かどうか証明する必要はありません。虐待を疑われる理由(状況)を伝えるだけで十分です。

②守秘義務違反にはあたりません！

虐待の通報の義務は守秘義務に優先し、守秘義務違反にはなりません。虐待やその疑いを発見したら、ためらわずに通報・相談しましょう。

③不利益な扱いは禁止されています！

通報・相談者の氏名等、個人情報を施設や外部に明かすことはありません。秘密は保護されます。また、通報・相談を行ったことを理由に、解雇、降格、減給、退職の強要などの不利益な取扱いを受けないことが法に規定されています。

4 通報・相談先について ~気になることがあればまずはご相談ください！~

【障害者】【児童（施設等でのこと）】

- ◆総合支所保健福祉センター保健福祉課障害支援担当
- 世田谷 03-5432-2865
- 北沢 03-6804-8727
- 玉川 03-3702-2092
- 砧 03-3482-8198
- 烏山 03-3326-6115

【児童】【児童（養護者や家族とのこと）】

- ◆総合支所子ども家庭支援センター
- せたがや 03-5432-2915
- きたざわ 03-6804-7525
- たまがわ 03-3702-1189
- きぬた 03-3482-1415
- からすやま 03-3326-6155
- ◆世田谷区児童虐待通告ダイヤル
- フリーダイヤル365日24時間対応
- 子に やさしさ
- 0120-52-8343

※なお、施設等で職員等の不適切な行為が発覚した場合には、事故報告書の提出が必要です。詳しくは下記ホームページをご確認ください。

事業所で受け付けた苦情は、世田谷区保健福祉サービス苦情取扱要綱に基づき、区（担当課）への報告について今後ご協力をお願いいたします！

◆詳しい説明や報告書様式のダウンロードは、区ホームページをご覧ください。（ページ番号：29537）
世田谷区トップページ>福祉健康>地域保健福祉>保健福祉サービスの質の向上>保健福祉サービス苦情・事故報告書
URL <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/008/d00029537.html>